

アテ林業・能登ヒバを活かした能登の創造的復興サポーター（能登ヒバ サポーター） 登録要領

アテ林業・能登ヒバを活かした能登の創造的復興プラットフォーム事務局
(公社)石川県木材産業振興協会・能登森林組合

第1 目的

この要領は、江戸時代中期から能登半島の生業・生活・文化と密接に関わってきた石川県の県木であり、林業遺産に選定されている「アテ林業」「能登ヒバ」を活かして、「アテ林業・能登ヒバを活かした能登の創造的復興ビジョン（以下、「ビジョン」という。）」を鑑みた能登半島地震及び奥能登豪雨災害からの創造的復興に向けた取組を積極的に取り扱う意向を有する企業・団体等を、アテ林業・能登ヒバを活かした能登の創造的復興サポーター（略称：能登ヒバ サポーター。以下、「サポーター」という。）として登録することにより、アテ林業の持続化や能登ヒバの高付加価値化、能登地域の実情の情報発信や関係人口の創出等を促進することを目的とする。

第2 定義

サポーターとは、「ビジョン」に賛同し、アテ林業の持続化や能登ヒバの高付加価値化、能登地域の実情の情報発信や関係人口の創出等を積極的に取り組む意向を有している企業・団体であり、本要領による登録を受けたものをいう。

第3 サポーターの役割

サポーターは、能登地域の森林・林業・木材産業等の実態把握に努め、「ビジョン」を鑑みつつ、石川県や能登森林組合、(公社)石川県木材産業振興協会が推進するアテ林業の持続化や能登ヒバの高付加価値化等について理解した上で、「アテ林業・能登ヒバを活かした能登の創造的復興プラットフォーム（以下、「プラットフォーム」という。）」に参画して、能登地域の森林・林業・木材産業関係者やサポーター間で連携・協働して、以下の実施に努めるものとする。

- (1) アテ林業の持続化（再造林・長伐期化の支援）
- (2) 能登ヒバの高付加価値化（研究開発、技術開発、商流開発、マーケティング手法開発等の促進）
- (3) 能登地域の実情の情報発信（能登の里山里海や森林・林業・木材産業の実情等の情報発信等）
- (4) 能登地域の関係人口の創出（アテ林業・能登ヒバを活かした交流活動・イベント等の実施）
- (5) その他

第4 登録要件

サポーターとして登録できる者は、以下の要件を満たす企業・団体等とする。

- (1) 「アテ林業・能登ヒバを活かした能登の創造的復興ビジョン」に賛同すること。
- (2) アテ林業の持続化や能登ヒバの高付加価値化、能登地域の実情の情報発信や関係人口の創出等に向けた取組を積極的に行う意向を有すること。
- (3) サポーターとして行う意向の取組をポータルサイトに公表することを了承すること。
- (4) プラットフォームに参画して、アテ林業の持続化や能登ヒバの高付加価値化、能登地域の実情の情報発信や関係人口の創出等に向けて、能登地域の森林・林業・木材産業関係者やサポーター間の情報交換に関わる意向があること。
- (5) 暴力団等の反社会的勢力に該当しないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を目的としないこと。

第5 登録申請

サポーター登録を希望する企業・団体等は、登録申込書（様式第1号）（以下「申込書」という。）によりプラットフォーム事務局に申請するものとする。

第6 登録

プラットフォーム事務局は、申込書を提出した企業・団体等が第4の要件に該当すると認められるときは、サポーターとして登録し、以下を行う。

- (1) サポーター登録証の交付
- (2) ホームページでのサポーターの取組の紹介
- (3) アテ林業の持続化や能登ヒバの高付加価値化、能登地域の関係人口の創出等に関する情報提供
- (4) 能登地域の森林・林業・木材産業関係者とサポーター間の情報交流
- (5) 普及啓発ツール（展示キット、パンフレット等）の提供・貸付
- (6) その他

第7 登録情報の変更

サポーターは、登録申込した内容に変更が生じた場合は、変更箇所を速やかにプラットフォーム事務局に届け出るものとする。

第8 登録期間

登録期間は、サポーターからの登録辞退の届出（様式第2号）がない限り継続するものとする。

第9 登録の取消

プラットフォーム事務局は、登録したサポーターが第3及び第5に該当しないことが明らかになったとき、法令に違反したとき、その他サポーターとして適当でなくなったと認めるときは、登録を取り消すことができる。

第10 コーディネーターの配置

プラットフォームは、サポーターが第3に掲げる取組を実施する際に、能登地域の森林・林業・木材産業関係者との連携・協働を円滑に取り組めるように、コーディネーターを配置することができるものとする。

第11 アンバサダーの任命

プラットフォームは、アテ林業の持続化や能登ヒバの高付加価値化、能登地域の実情の情報発信や関係人口の創出を促進するために、アンバサダーを配置することができるものとする。

第12 情報の使用

サポーターに関し、プラットフォームが収集した情報は、(公社)石川県木材産業振興協会及び能登森林組合が使用できるものとする。

第13 事務局

サポーターの登録、情報収集及び情報提供等、当要領に関わる事務については、(公社)石川県木材産業振興協会及び能登森林組合が行う。

第14 その他

この要領に定めるもののほか、サポーターの登録に関し必要な事項は事務局が別に定める。

付 則

この要領は、令和7年1月31日から施行する。

アテ林業・能登ヒバを活かした能登の創造的復興サポーター
登録申込書アテ林業・能登ヒバを活かした能登の創造的復興プラットフォーム 宛
(事務局：(公社)石川県木材産業振興協会・能登森林組合)

住 所

組 織 名

代表者役職・氏名

「アテ林業・能登ヒバを活かした能登の創造的復興ビジョン」に賛同し、アテ林業・能登ヒバを活かした創造的復興サポーターの登録をしたいので、下記の通り申請します。

記

1. 組織概要

① 企業・団体名	
② 担当部署名	
③ 担当者役職・氏名	
④ 住 所	〒
⑤ 電話番号	
⑥ E-mail	
⑦ URL	

2. 取組概要

分野	具体的な実施内容（予定を含む）
① アテ林業の持続化	
② 能登ヒバの高付加価値化	
③ 能登地域の実情の情報発信	

④ 能登地域の関係人口の創出	
⑤ その他	

3 企業・団体等の情報素材（ポータルサイトへの掲載用）

① ロゴマーク ※データはE-mail で送付して下さい	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 (<input checked="" type="checkbox"/> でいずれか選択)
② アテ林業・能登ヒバに関する取組を紹介・発信するホームページ ※アドレスを記入して下さい	http:
③ アテ林業・能登ヒバに関する取組を紹介・発信するSNS ※開設しているアカウント名を記入して下さい	<input type="checkbox"/> facebook アカウント： <input type="checkbox"/> Instagram アカウント： <input type="checkbox"/> Twitter アカウント：

4 その他、アテ林業・能登ヒバを活かした能登の創造的復興に向けたご意見・ご要望等ございましたら、ご記入ください。

(申請先)

E-mail で下記宛先へ提出してください。

アテ林業・能登ヒバを活かした能登の創造的復興プラットフォーム事務局

(公社)石川県木材産業振興協会

石川県金沢市湊2丁目118番地15

TEL : 076-238-7746

E-mail : iskenmoku@kenmoku-ishikawa.jp

様式第2号

年 月 日

アテ林業・能登ヒバを活かした能登の創造的復興サポーター（能登ヒバ サポーター）
登録辞退届

アテ林業・能登ヒバを活かした能登の創造的復興プラットフォーム 宛
（事務局：（公社）石川県木材産業振興協会・能登森林組合）

住 所

組 織 名

代表者役職・氏名

下記の理由により、アテ林業・能登ヒバを活かした能登の創造的復興サポーターの登録を辞退します。

（辞退理由）